

## 3. 入園後の諸注意

### (1) 慣らし保育

お子さんが少しずつ保育園等の環境に慣れることや、お子さんの健康管理及び事故防止の観点から、各園で保育時間を短縮した慣らし保育を行う場合があります。期間や内容はお預かりするお子さんの年齢や保育園等によって異なりますので、事前に保育園等に確認してください。ご家庭の状況により対応が難しい場合は、各保育園等に相談してください。なお、利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできませんので、あらかじめご家族や雇用先等とも調整をしてください。また、慣らし保育の実施期間中においても、市が決定する保育料をお支払いいただきます。

### (2) 発熱時のお迎えや災害時の緊急お迎え

入園してすぐのお子さんは体調を崩しやすく、お子さんの状況によっては早めのお迎えを依頼することがあります。また、災害時は緊急にお迎えを依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

### (3) 土曜保育

土曜保育は一般的に平日と比べて利用するお子さんが少ない傾向があるため、合同保育を行う等、平日とは異なる職員体制をとっています。そのためお仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は、原則としてクラス年齢に関わらず登園を控えていただくようご協力をお願いします。

### (4) 入園後に出産して育児休業を取得する場合

 [オンライン申請をご利用ください](#)

入園後に出産し法令に基づく育児休業を取得する場合は、申請により、在園中のお子さんは下記のとおり継続して保育園等に在園できます。

	在園期間	在園の要件
ア	育児休業取得対象のお子さんが1歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。
イ	育児休業取得対象のお子さんが2歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。 さらに、育児休業取得対象のお子さんが保育園等に入園できず、待機児童となっていること。

- 生まれたお子さんが満1歳になる年度末の翌月(4月)に、上のお子さんが新5歳児クラスに進級する場合、「育児休業」の継続に限り、上のお子さんは卒園まで続けて在園することが可能です。(満2歳の年度末まで育児休業の要件で在園されている場合も同様です。)

ア、イともに保育を必要とする事由の変更手続きが必要です

→ 就労証明書(「育児休業期間」欄に取得予定の育児休業期間が記載されたもの)

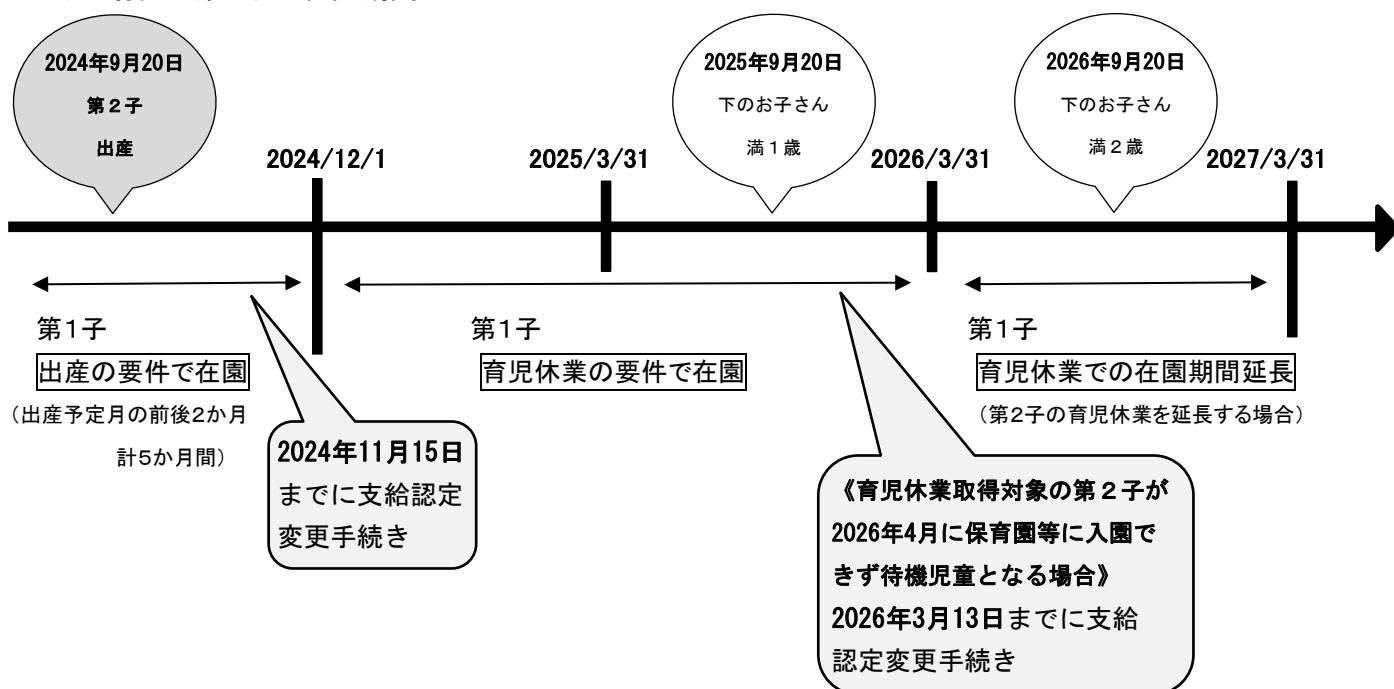
・【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届を提出

※取得予定の育児休業期間を就労証明書に記載されていない場合は、勤務先で育児休業が取得可能であることがわかる就業規則のコピーと、会社名がわかるページまたは社判を押印したものを提出してください。

 **ご注意ください**

育児休業期間中の保育時間は、保育短時間(最大8時間)です。

例) 2024年9月20日に第2子を出産し、育児休業取得対象の第2子が2026年4月保育園に入園できず待機児童となる場合の第1子の在園期間について



#### <入園後に出産して育児休業の取得と同時に退園する場合>

新たに生まれたお子さんの育児休業取得に伴い在園児が退園し、翌年度またはそれ以降の4月入園申請をすると、在園していたお子さんには「優先入所」が適用されます。ただし、退園して6か月以上経過していることが条件です。→ P.50

## (5)家庭状況調査

保育園等に入園されている方を対象に、在園の要件を満たしているかどうか確認をするため『家庭状況調査』を実施します。

調査の結果、在園の要件に該当しないことが判明した場合、又は期日までに申請されない場合は保育園等を退園となります。

また、勤務先・住所・氏名・家族構成などで変更が生じた場合は、必ず保育・幼稚園課までお申し出ください。詳細については、入園後案内される「在園のしおり」に記載しますので併せて確認してください。

## (6)解除(退園)

次の場合には、お子さんは退園となります。

1. 保護者に、お子さんの保育を必要とする事由がなくなったとき
2. お子さんが、疾病などで集団保育を受けられなくなったとき
3. 町田市外に引越したとき(転出先の自治体を通じて、引き続き通園できる場合もあります)
4. 1か月以上保育園等を休むとき、または登園日数が著しく少ない月が2か月続いたとき
5. 入園申込み事項及び支給認定の事項に不正な事実があったとき
6. 家庭状況調査が提出されず、保育の必要性の確認ができないとき
7. お子さんが、小学校に就学したとき